

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○職員給与に関する条例の一部を改正する条例	二
○県議会の議員その他の非常勤の職員の一部を改正する条例	二
○福島県地域医療再生臨時特例基金	三
○福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例の一部を改正する条例	二
○福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例	二
○福島県租税特別措置法施行条例の一部を改正する条例	三
○福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	三
○福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例	三

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例、福島県地域医療再生臨時特例基金条例、福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例、福島県租税特別措置法施行条例の一部を改正する条例、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

条例第四百四号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項中「一万五千九百円」を「一万七千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

(人事課)

条例第四百五号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年福島県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とする。

第十六条中「、第四十六条及び第四十六条の二(船員である職員に関する部分に限る。)」を「及び第四十六条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第三十九条の規定による保険給付であつて、県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

(職員業務課福利厚生室)

条例第四百六号

福島県地域医療再生臨時特例基金条例

(設置)

第一条 地域医療再生計画(地域医療の再生を図ることを目的として、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第二項第十号に規定する区域を基本とする地域における医療機能の強化、医師等の確保その他の地域医療の課題を解決するための施策について県が定める計画をいう。)に基づき実施する事業のうち臨時に特例として実施する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県地域医療再生臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度的一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により

保管しなければならない。
 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

（純益金の処理）

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

（益金等を計上すべき予算）

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十六年十二月三十一日限り、その効力を失う。

（医療看護課）

条例第七号

福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例の一部を改正する条例
 の一部を改正する条例

福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例の一部を改正する条例（平成二十一年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第五条の見出しを「（普通課程の普通職業訓練に係る開発校の入学資格）」に改め、同条中「短期大学校又は開発校の学生」を「開発校の学生（普通課程の普通職業訓練を受けるものに限る。）」に改める。

第八条中「普通職業訓練」の下に「（法第二十三条第一項に規定する職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者を対象とする訓練に係る高度職業訓練及び普通職業訓練を除く。）」を加える。

別表第三の改正規定中

福島県立テクノアカデミー郡山	建築科
職業能力開発校	

二年

を

福島県立テクノアカデミー郡山
 職業能力開発校

建築科
 介護福祉士養成科

に改める。

二年

二年

附則第一項ただし書中「平成二十一年四月一日」を「平成二十一年四月一日から、附則第七項の規定は平成二十二年一月一日」に改める。

附則に次の一項を加える。

7 改正後の条例別表第三に規定する福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発校の介護福祉士養成科の普通職業訓練を受けることを目的に同校に平成二十二年度に入学するため二十一年度入学検定を受けようとする者に係る入学検定料及び平成二十二年度に入学（二十一年度入学検定に係る入学に限る。）をする者に係る入学金は、徴収しない。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

（産業人材育成課）

条例第八号

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げる事務は、郡山市が処理することとする。ただし、当該事務に係る土地の区域が郡山市以外の市町村の区域にわたる場合は、この限りでない。

一 法第三条第一項の規定による許可（同条第三項の規定によるものを含む。）

二 法第三条の二第一項の規定による勧告

三 法第三条の二第二項の規定による許可の取消し

四 法第四条第一項の規定による許可（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合に係るものを除く。）

五 法第四条第三項（同条第六項並びに法第五条第三項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

六 法第四条第五項の規定による国又は県との協議（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合に係るものを除く。）

七 法第五条第一項の規定による許可（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げ

る権利を取得する場合に係るものを除く。）
 八 法第五条第四項の規定による国又は県との協議（同一の事業の目的に供するため二ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について法第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合に係るものを除く。）
 九 法第十八条第一項の規定による許可

十 法第十八条第三項の規定による意見の聴取

十一 法第四十九条第一項の規定による立ち入ったの調査、測量並びに調査及び測量の障害となる竹木その他の物の除去及び移転（第一号、第三号、第四号、第七号、第九号、第十五号及び第十六号に掲げる事務に係るものに限る。）
 十二 法第四十九条第三項の規定による通知又は公示
 十三 法第四十九条第五項の規定による損失の補償
 十四 法第五十条の規定による報告の徴収
 十五 法第五十一条第一項の規定による許可の取消し、許可の条件の変更及び付与並びに命令

十六 法第五十一条第三項の規定による原状回復等の措置

十七 法第五十一条第五項の規定による費用の徴収

附 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては郡山市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、郡山市長がした処分その他の行為又は郡山市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
 （農林総務課農地調整室）

条例第九号

福島県租税特別措置法施行条例の一部を改正する条例

福島県租税特別措置法施行条例（平成十一年福島県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改める。

第二条第一項中「第三十一条の二第二項第十六号ニ、第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ、第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改め、同条第二項中「第三十一条の二第二項第十五号ハ、第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、法第七十条の四第三十

五項（法第七十条の六第四十項において準用する場合を含む。）の規定による通知（福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第八十号）本則第一号、第四号及び第七号の許可に係るものに限る。）に係る事務は、郡山市が処理することとする。

附 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条並びに第二条第一項及び第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際改正後の福島県租税特別措置法施行条例第二条第三項に規定する事務に係る租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定により知事とした通知で現にその効力を有するものは、この条例の施行の日以後における同法の適用については、郡山市長がした通知とみなす。
 （建築指導課）

条例第十号

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

（職員課）

条例第十一号

福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例

福島県立特別支援学校条例（昭和三十九年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

福島県立相馬養護学校	相馬市
------------	-----

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（学校経営支援課）